

# 次期ICT環境整備方針の具体的検討について

令和6年2月22日  
文部科学省初等中等教育局

## 学校のICT環境整備の基本的方針

円滑なクラウド活用を前提とした1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、これまで通りの指導や学習を単に効率化するための付加的な整備ではなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る上で必要不可欠な学習基盤である。

次期整備方針については、こうした基本的方針に基づき、以下のとおり整理していくことが考えられる。

- 整備方針の基となる学習指導要領については、次期整備方針・地方財政措置の計画下においても、現行学習指導要領が前提となる見込み。

このため、次期整備方針は、現在の整備方針同様に、現行学習指導要領が目指す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために必要なICT環境整備のための方針という位置づけ。

- 現行整備方針の骨格を維持しつつ、GIGA第1期の中間的な課題・成果のまとめや外部環境の変化を十分に踏まえた部分的な改訂とすることが適切ではないか。

## ○学習者用端末

- ✓ 現行整備方針では、初等中等教育段階を通じて、3クラスに1クラス分の目標水準を掲げて整備を進めたが、計画期間の途中でGIGAスクール構想に基づく1人1台端末整備が始まった。次期整備方針においても、1人1台端末環境を前提とした継続的整備が必要ではないか。

## <義務教育段階>

- GIGAスクール構想第2期にむけて、令和5年度補正予算にGIGAスクール構想加速化基金が盛り込まれ、予備機15%を含む端末整備に係る経費の3分の2に対する国費支援を決定（今後、令和10年度までの5年間をかけて端末更新が行われる予定）。
- また、上記更新費用の地方負担分（3分の1）について、令和6年度地方交付税措置が講じられる予定。新たな整備方針もこのことを踏まえるべき。

## <高等学校段階>

- 義務教育段階で1人1台端末環境を経験した生徒が進学することを踏まえ、高等学校段階でも、設置者負担中心又は保護者負担中心の整備が進められ、1人1台端末環境が実現予定（3クラスに1クラス分の端末整備に必要な経費については地方交付税措置）。今後も、この環境が維持されるべきではないか。
- 保護者負担の場合においても、低所得世帯への支援が必要なことに留意すべきではないか。
- 端末故障時等にも学びを止めない観点から、義務教育段階と同様に十分な予備機が必要ではないか。

## ○学習用ツール等

- ✓ 各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア（学習用ツール）は、ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、インターネットブラウザ、コラボレーションツール（教員や児童生徒同士がつながり、作業を共同で進めていくためのツール）、web会議システムが最低限必要と考えられ、これらは、GIGAスクール構想第2期においても文部科学省が示した最低スペック基準を満たす端末の整備により、1人1台端末に標準実装される。
  - ✓ GIGAスクール構想は、ブラウザを通してクラウドにアクセスすることを基本とするものであることも踏まえ、現在、リーディングDXスクール事業において、1人1台端末に標準実装されている汎用のクラウドツール（Office365、Google Workspace、Apple製アプリケーション）の利用を中心に、上記の標準実装される機能を活用した実践事例を創出している段階である。
  - ✓ AIドリル、デジタルドリルへの財政支援の適否については、費用負担（公費負担・保護者負担）の実態や別途策定している教材整備指針との関係等に留意しつつ検討すべき。
- ※ なお、学習用ツール等については、円滑なクラウド活用を実現していく観点から、動作が過度に重くなるものは避けるとともに、適切な設定を行うことが必要と考えられる。

## ○学習用サーバ

- ✓ 児童生徒の学習データの保管領域は引き続き必要だが、1人1台端末の整備に伴い、クラウドストレージが追加的費用なしに活用できるため、特段の整備は必要ないと考えられる。

## ○大型提示装置

- ✓ 教室内の全員で同一コンテンツを一齐に視聴したり、教室内の意見を比較共有しながら議論を重ね、協働的な学びを進める等の場面で活用されており、少なくとも現行整備方針と同様の水準（普通教室・特別教室への常設）での整備が必要ではないか。

## ○実物投影装置

- ✓ デジタル化が困難な素材や資料の提示を行う際に活用されており、少なくとも現行整備方針と同様の水準（小学校・特別支援学校の普通教室・特別教室への常設）での整備が必要ではないか。

## ○充電装置

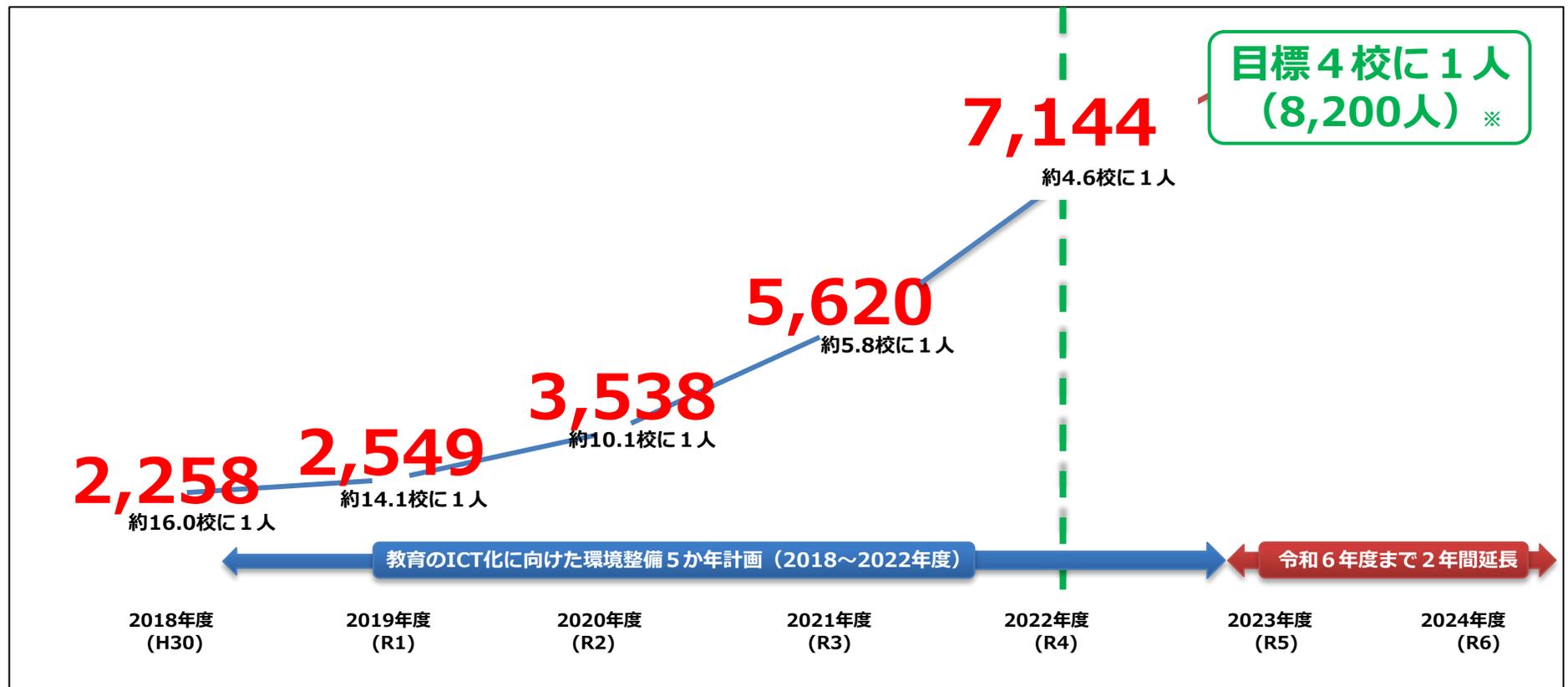
- ✓ 充電保管庫については、端末の持ち帰り学習が進み、家庭において端末を充電するケースが増加したが、バッテリー損耗や充電忘れ、予備機の保管等への対応を可能とすべきではないか。

## ○ICT支援員（情報通信技術支援員）

- ✓ 学校の授業等における教員のICT活用をサポートする人材として、4校に1人程度を目標として掲げ配置を促進してきたが、令和4年度末時点で、約7,100人（約4.6校に1人）の配置実績となっており、目標水準が達成されていない状況にある。
- ✓ 配置目標を満たす又は上回る配置がなされ、ICT活用推進に大きく貢献している例が多数ある一方で、4校に1人の配置水準には至っていないものの、GIGAスクール運営支援センター事業等を活用し、遠隔サポートと組み合わせる必要な支援体制を構築している例、教職員が十分なICT活用能力やトラブル対応能力を持っており、常駐支援を必要としない例も見られる。
- ✓ その一方、ICT支援員が担う業務は多様であり個々の支援員が得意とする分野も異なる中、人材の頻繁な交代が発生する場合があることも相俟って、4校に1人以上を配置しているものの、学校現場のニーズとのミスマッチが生じている例や、学校現場から十分な信頼が得られずに十分な活用が図られていない例も見られる。また、必要なICTスキルを有する人材不足により配置が困難となっている例も見られる。
- ✓ 引き続き4校に1人の配置水準を目指して配置を促進しつつ、自治体や学校のニーズや実情に応じたICT支援体制の構築を推進していくことが必要ではないか。また、先行自治体の事例を踏まれば、ICT支援員の能力に応じた処遇改善、優れた支援能力を持つ者の教育委員会職員、学校事務職員等としての登用なども考えられるのではないかと。配置目標が達成された時点で、上記の観点も含めて、課題を整理し、今後の方向性を改めて検討する必要があるのではないかと。

# (参考) ICT支援員 (情報通信技術支援員) の配置状況

- 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(H30~R4、R6まで延長)に基づき、**4校に1人の配置目標**。
- 配置数は年々増加しており、**令和4年度末時点で、7,144人配置**。(約4.6校に1人)
- **約7割の自治体が配置**している一方で、**約3割の自治体は配置していない**。
- **約5割の自治体は4校に1人以上配置**している。



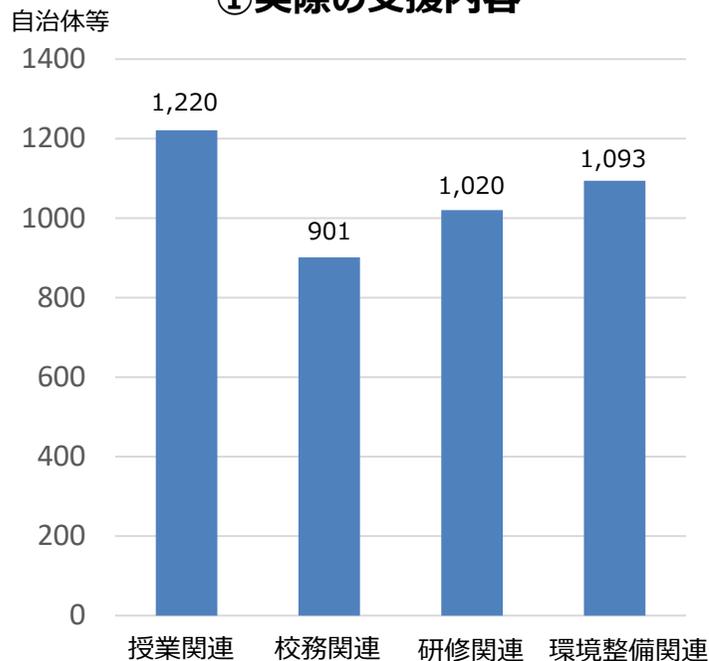
※学校教育法施行規則の一部を改正し、名称と職務内容を規定 (令和3年8月23日公布・施行) 「情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。」

※ICT支援員の事務を業務委託契約で実施している地方公共団体においては、ICT支援員の人数を正確に把握できない可能性もある。

※配置の割合については、各年度の学校数に基づいて算出。目標値については、R4年度の学校数に基づいて算出。

- 1人1台端末の活用が進み、自治体によって多様な支援内容が見られる。
- ICT機器の準備や操作支援等の授業支援、日常的メンテナンス支援やネットワークのトラブル対応等の環境整備に係る支援のニーズが高い。

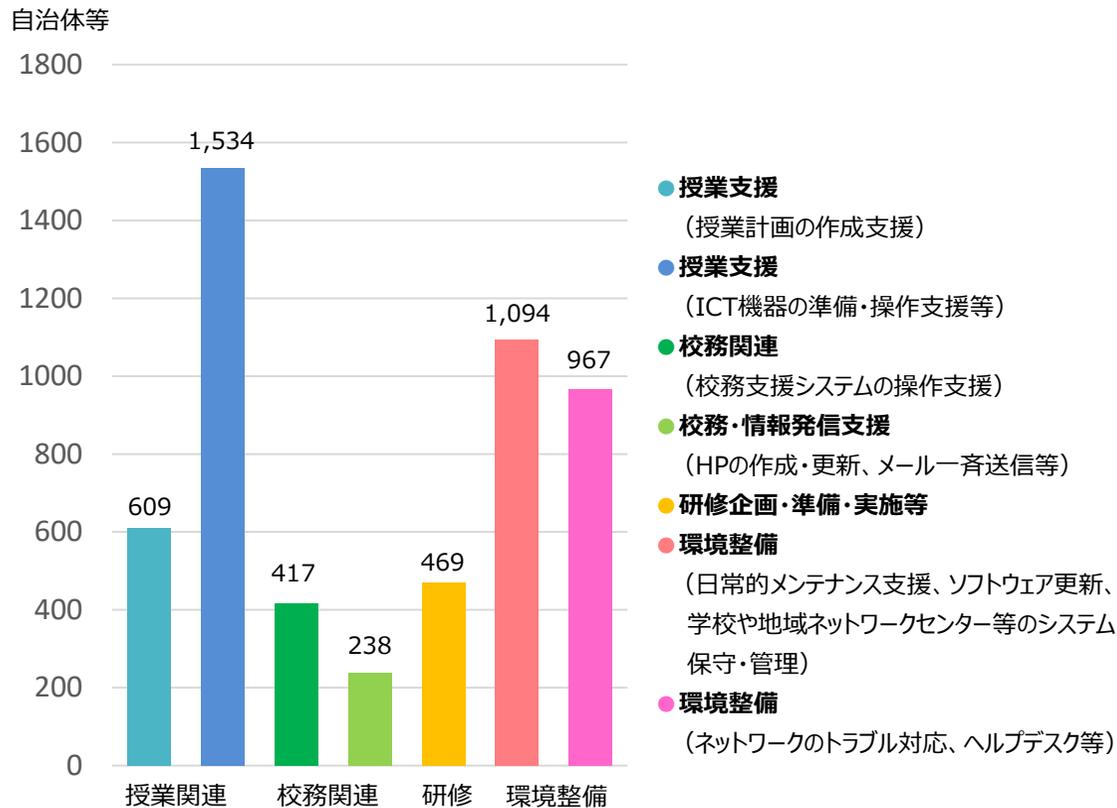
## ① 実際の支援内容



- 【その他】(記述回答)
- ・ ICT推進会議への出席・助言
  - ・ ICT機器、ソフトウェアの情報提供
  - ・ 活用好事例の収集・展開
  - ・ 情報モラル教育・プログラミング教育の支援 等

※ICT支援員を配置している1,302自治体等が回答。  
ICT支援員が業務として行っているものを複数選択回答。

## ② ニーズの高い支援内容



※ICT支援員を配置していない自治体も含め、1,815自治体等が回答。  
特にニーズが高い支援内容を最大3つ選択回答。